

こんちわ新聞

第 3264 号

2016 年
2 月 25 日

慶應労組
四谷支部

適切な労働時間管理 は重要な問題

2月15日、四谷支部中央委員会が開催され、2016年春闘の要求内容について、議論が行われました。労働条件に関わる部分では、時間外労働についても職場の実態が報告されています。

看護の現場では、この間、ナーススケジューラーからの時間外申請方法の徹底や研修会・講習会等で業務扱いとなるものを明示すること、働いた時間は正確に申請するよう徹底するなどの措置が為されてきましたが、依然として申請されて

いない時間外がある、管理職から申請時間が多すぎるなどのクレームがあるなどの状況が報告されています。

今、全国の多くの医療機関に労働基準監督署が査察に入っています。それは、厚生労働省が医療労働者の労働環境改善の課題として長時間労働及び時間外労働の改善を指摘していることも要因となっています。

最近、富山大学附属病院で2億円の不払い残業代を支払うことが報道されました。これは、昨年1月に富山労基署より、看護師がパソコンをログアウトした時間が申告した退勤時間より遅い事実が判明し、是正勧告が出されたことによるもの

です。

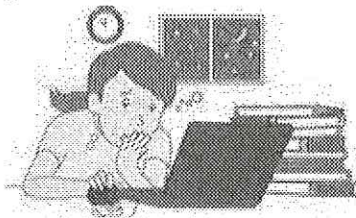
2年1ヶ月遡って病院が調査した結果、783人中703人に不払いがあり、最高額は178万円に上るとのことです。

慶応でも、ICカードの打刻と申請時間の乖離についての調査が行なわれていますが、基本となる、職員一人一人の正しい労働時間の申請や労働時間管理者である管理職の適切な労働時間管理という点では改善すべき課題があります。

労働時間は働いた時間を言うのであり、能力や資質を理由として判断すべきものではありません。申請は1分でも可能であり、30分以内は認めないなどの規制は労働基準法違反になります。

組合の調査、アンケートでも自分の能力が

(裏面へ続く)



(表からの続き)

未熟、仕事が遅い、申請する雰囲気職場がないなど様々な申請を自粛している理由が上げられています。

また、時間を短く申請しているなどの事例も報告されています。

富山のような事態を慶応で起こさないためにも、働いた時間を正確に申請できる環境の確立、慢性的な時間外労働の削減に向けた人員配置・業務改善が急務です。

組合は始業前業務の解消や適正な労働時間の申請が行える職場環境の整備を要求しています。

組合に加入して、共に改善に向けて力を合わせていきましよう。

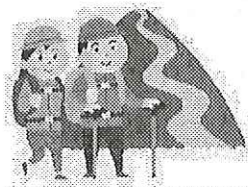


「給与明細から見えるもの～社会保障との関連にも触れて」学習会開催

2月3日東京医労連書記長 青山光氏を迎え学習会を行いました。慶応と他病院の実際の給与票を見ながら残業手当の見方、夜勤時間の割り増しなどひとつひとつの項目について説明がありました。また税金や年金についても見方を教えて頂きました。参加者からは第2弾を行ってほしいという声が聞かれ検討中です。以下感想の一部です。



- ・2年目給与支給明細書を用いて実際のシミュレーションでは寮を出た場合には夜勤を行っていないと一人暮らしはできかねない水準であることがわかりました。住宅手当が消滅した現在、慶応周辺に住むことは本当に大変です。
- ・きちんと働いた分は支払われるもので、特に時間外勤務は割増分が付きます。だからしっかりと就業時間を書くことが重要だと思い知らされました。
- ・給与明細は職場により色々な形式があると知った。これまで支給額だけに目を奪われていたが、差し引かれるものにも注目し、自分が払った税金が正しく使われているか目を光らせる必要があると感じた。
- ・他の病院では勤怠という項目があり、有給休暇の付与日数や実際に取得した日数が明示されていました。慶応でも明示して欲しいと思いました。
- ・地方税は前年の1月から12月までの収入に対して課税されるので、2年目の職員は6月から地方税が大幅に増額になると聞いて驚きました。



山岳会「山小屋」会員募集中

毎月山登り計画があります。一緒に登りませんか？

内線(62020)へご連絡下さい。